

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から10年3月まで

私は、平成11年4月に就職することが決まり入社時に会社から年金手帳の提出を求められたが国民年金に加入していなかった。

翌月から、会社に入社が決まっており、国民年金に加入せず国民年金保険料を納付していないと会社での印象が悪くなると思っていたので、母親に相談したところ、同年3月頃に私の母親が町役場で国民年金の加入手続を行った。

加入手続後に母親が、それまで未納となっていた国民年金保険料を近くの金融機関で15万円ぐらいの金額を2回納付した。納付した金額は、合計で30万円ぐらいだったと母親から聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、その母親が平成11年3月頃に町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後に母親が、それまで未納となっていた国民年金保険料を遡って2回に分けて納付したと主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立期間直後の10年4月から11年3月までの保険料は同年4月に現年度納付によりまとめて納付され、同年5月に過年度納付書が発行されていることが確認できる。当該過年度納付書については、A社会保険事務所（当時）では「申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は平成11年5月12日であることがオンライン記録から確認でき、それ以前の同年同月6日に過年度納付書を送付した日付が記されていることから、役場経由か、申立人より過年度の納付書の送付依頼が社会保険事務

所宛てにあったのだと思われる」と回答していることから、未納となっていた保険料を遡って2回に分けて納付したとする申立人の主張には、不自然な点は見られない。

また、申立人の母親が2回に分けて納付したとする国民年金保険料額は、平成10年度分として、届いた納付書により15万円ぐらいを金融機関で現年度で納付し、翌月届いた納付書では先に納付した保険料の同額ぐらいを金融機関でまとめて納付したと証言しており、申立期間の平成9年4月から10年3月までの保険料を実際に納付した場合の金額とおおむね一致していることなどから、申立人の母親の主張には信憑性^{びよう}が感じられる。

さらに、申立人の母親は、「娘（申立人）の国民年金保険料は、娘が就職することを契機に、それまで未納となっていた保険料を遡って2回に分けて納付して、兄の時と同じように払えるところは全て納付した。」旨証言しており、申立人の兄は20歳から厚生年金保険に加入するまでの国民年金加入期間について、現年度納付及び過年度納付により、まとめて納付していることがオンライン記録から確認できる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成9年1月から同年3月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続は、前述のとおり11年3月に行われ、過年度納付書が同年5月に発行されたことが確認でき、その時点で当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付するためには、別の基礎年金番号が付番されている必要があるが、申立人に別の基礎年金番号が付番されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち、平成9年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年7月までの期間、42年8月から同年9月までの期間、43年4月から同年11月までの期間、44年4月から同年12月までの期間及び50年11月から51年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年11月から40年8月まで
② 昭和42年8月から44年12月まで
③ 昭和50年11月から51年1月まで

私の母親は、私が20歳になった頃に、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が昭和54年6月に結婚するまで、母親に定期的に保険料相当額を渡し、母親が納付していたはずである。当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳になった頃にその母親が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人及びその母親のものと思われる国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、その払出時期は、当該手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和40年4月頃と推認でき、申立人の主張する国民年金の加入手続時期と一致し、母親が当該期間の保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金加入期間のうち2か月分を除き、自身の保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められ、申立人が昭和54年6月に結婚するまでの保険料は申立期間①、②及び③を除き全て納付済

みとなっていることから、申立期間のうち、その母親が国民年金に加入していた 40 年 1 月から同年 7 月までの期間、42 年 8 月から同年 9 月までの期間、43 年 4 月から同年 11 月までの期間、44 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 11 月から 51 年 1 月までの期間の保険料について、自身の保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

さらに、申立人の特殊台帳、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿では、申立人の氏名が誤って記載されている上、申立期間③に近接する昭和 49 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 9 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料は、当初未納とされていたが、61 年 6 月及び平成 22 年 11 月にそれぞれ納付済みに記録を訂正されていることがオンライン記録により確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 39 年 11 月から同年 12 月までの期間、40 年 8 月、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 44 年 3 月までの期間について、申立人の母親は国民年金に加入していない上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、母親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、母親が申立人の保険料のみを納付していたとする特段の事情も見当たらない。

また、申立人が、昭和 39 年 11 月から同年 12 月までの期間、40 年 8 月、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から同年 7 月までの期間、42 年 8 月から同年 9 月までの期間、43 年 4 月から同年 11 月までの期間、44 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 11 月から 51 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 9 月までの期間及び 48 年 8 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月から 47 年 9 月まで
② 昭和 48 年 8 月から同年 10 月まで

私は、昭和 46 年*月に 20 歳になったことを契機に、国民年金の加入手続を行い、当該手続後の国民年金保険料については、定期的に市役所で納付していた。現在、年金事務所の記録では、申立期間①及び②の保険料は還付されたことになっているが、私は、厚生年金保険の被保険者期間であった 47 年 10 月から 48 年 7 月までの保険料のみ還付されたと思っていた。申立期間①及び②の保険料が還付され、国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者カードによると、申立人は国民年金の強制加入被保険者である上、当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間①及び②の国民年金保険料は、平成 9 年 5 月に還付の事務処理が行われたことが確認できるものの、上述のとおり、当該期間は国民年金の強制加入期間であり、被用者年金の被保険者期間ではなかったことが確認できることから、当該期間について、納付済みとなっていた保険料を還付する合理的な理由が無く、誤った還付の事務処理が行われたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から57年3月まで
② 昭和58年4月から59年3月まで

母親が私の将来のために国民年金の加入手続を行ったと言っていたので、時期は分からないが、A区役所で加入手続を行ったと思う。申立期間①の国民年金保険料は、母親が同区に住んでいた昭和42年12月から50年2月までは、同区役所か集金人に納付し、B市に転居してからの同年3月から57年3月までは、近所の郵便局か銀行で納付したと言っていたので、私の保険料も一緒に納付したと思う。申立期間②の保険料は、私が近所の郵便局か銀行で納付書により納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和58年4月から同年9月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、国民年金被保険者カード及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、59年5月又は同年6月と推認され、当該期間は、国民年金保険料を納付することが可能な期間であった。

また、申立人が所持する領収書から、申立期間②の直前の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料を過年度納付していること、及び申立期間②の直後の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が同年4月から同年9月までの保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中に国民年金保

険料の未納は無い。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が時期は定かではないが、申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、上記のとおり、昭和 59 年 5 月又は同年 6 月と推認できることから、当該時点において申立期間①は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後に交付された年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の手帳であり、この年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いと述べているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和 49 年 11 月から使用が開始されたもので、母親が国民年金の加入手続を行ったとする 42 年 12 月頃には使用されていなかった。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②のうち、昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間について、申立人は、当該期間に係る 3 枚つづりの「領収済通知書」、「領収控」及び「納付書・領収証書」を所持しており、当該納付書等には領収印が押されていないことから、保険料の納付に使用されたとは考えにくく、当該納付書をもって申立人が当該期間の保険料を納付したものと認めることはできない。

さらに、申立人が昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 10 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 5 月に結婚して以来、嫁ぎ先の仕事を手伝っていた。集金人から加入を勧められた義母が私の国民年金の加入手続をしてくれたものと思う。国民年金保険料は主に義母が納付をしていたが、義母が不在の時は代わりに私や義姉が、お店に来ていた集金人に同居の親族 4 名分の保険料を一緒に納付していた。他の同居の親族は納付済みとなっているのに、私だけ申立期間①及び②が未納期間とされていることに納得がいかない。

また、昭和 55 年 10 月以降は、低所得であったため、市役所で国民年金保険料の免除の申請手続を行い、その後も他県に転居するまで、毎年、免除の申請手続を忘れたことは無いにもかかわらず、申立期間③の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、義母から印紙の貼付された国民年金手帳をもらった記憶があり、国民年金保険料は集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の加入手続が行われたのは、昭和 42 年 7 月から 43 年 4 月までの期間と推認でき、その時点において、

申立期間①のうち、42年4月から43年3月までの期間は、現年度の国民年金保険料として、集金人による保険料納付が可能な期間である。

また、申立人は、同居の親族4名の国民年金保険料を一緒に2か月から3か月ごとに集金人に納付していたと主張しているところ、申立期間①における同居の親族3名の保険料は、3名とも納付済みであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料として納付したとする保険料月額や徴収方法は、当該期間に居住していた市の徴収方法とおおむね一致していることから、申立期間①のうち、集金人に納付することができた昭和42年4月から43年3月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料は、集金人に同居の親族4名分の保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、同居の親族3名の保険料は、3名とも同一日に納付されていることが確認できる。

また、申立期間②は、6か月と短期間で、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間②の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和55年10月から平成17年11月までの間に20回余りの国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、数多く転居をしているが、それぞれの転居地での申請手続きは忘れずに行っていると主張し、国民年金保険料免除申請承認通知書19枚を提出しているところ、申立期間③及びその前後の同承認通知書は所持していないものの、申立期間③の前後の期間の保険料は申請免除となっている。

また、申立期間③は、12か月と短期間であり、申立期間③の前後を通じて、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、国民年金保険料の申請免除に該当する期間であったことが推認でき、申立期間③の国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていたとする申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

- 4 一方、申立期間①のうち、昭和41年12月から42年3月までの期間について、申立人は、国民年金の加入手続きに直接関与していない上、加入手続きを行ったとされる義母は、既に他界しており証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きが行われたの

は、前述のとおり、昭和 42 年 7 月から 43 年 4 月までの期間と推認でき、その時点において、申立期間①のうち、41 年 12 月から 42 年 3 月までの期間は、過年度納付となり、集金人による国民年金保険料の徴収ができない期間であり、申立内容と一致しない上、申立人は、集金人以外に納付した記憶は無く、義母からもそのような話を聞いたことは無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間①の始期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考え難く、その形跡もない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 44 年 3 月までの期間の保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月25日及び同年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を15万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から16年2月1日まで
② 平成16年2月1日から同年9月1日まで
③ 平成15年7月
④ 平成15年12月

A社及びグループ会社のB社で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②における厚生年金保険の標準報酬月額記録が、会社から実際に支給されていた給与額に比べ、低額なものとなっている。

また、平成15年7月及び同年12月にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査の上、申立期間①及び②の標準報酬月額並びに申立期間③及び④の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、平成16年度市・県民税特別徴収税額通知書によると、申立人は平成15年において、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、同僚が所持する平成15年の給与明細書によると、これらの同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録における

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致することが確認できる。

また、同僚は、「私の所持する平成 15 年 12 月 25 日の賞与明細書を確認したところ、厚生年金保険料が控除されている。」と供述しているところ、当該同僚には標準賞与額に係る記録が無い。

さらに、平成 14 年度及び 15 年度の給与支払報告書から、申立人が平成 13 年及び 14 年において控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とおおむね一致する。

これらの事実及び平成 15 年から総報酬制が導入されたことを考え合わせると、上記の平成 16 年度市・県民税特別徴収税額通知書において推認できるオンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料は、賞与に係る厚生年金保険料であったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記市・県民税特別徴収税額通知書により推認できる厚生年金保険料控除額から、15 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、当該期間における賞与の支給日について、A 社の元経理担当者は、「平成 15 年は、7 月及び 12 月に賞与が支給され、当該賞与の振込日は、給与と同じ 25 日であった。」と証言していることから、申立期間③は 15 年 7 月 25 日、申立期間④は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に A 社の被保険者となっていた複数の同僚が、「当該期間において賞与の支給があった。」と証言しているにもかかわらず、同社において、当該期間に係る標準賞与の記録がある者が存在しないことから、同社は社会保険事務所（当時）に対して、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、複数の同僚が所持する当該期間の給与明細書によると、これらの同僚が控除された厚生年金保険料額は、それぞれのオンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とおおむね一致する。

また、上記のとおり、平成 14 年度及び 15 年度の給与支払報告書から、申立人が平成 13 年及び 14 年において控除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とおおむ

ね一致する。

さらに、A社の事業主に照会したものの、回答が無く、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

申立期間②について、平成 17 年度の市・県民税特別徴収税額通知書によると、申立人が控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とおおむね一致する。

また、B社を合併したC社の事業主は、「B社の資料が無いため、申立人に係る給与支給額や厚生年金保険料控除額について不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月25日及び同年12月25日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準賞与額の記録を同年7月25日及び同年12月25日は、42万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から16年3月21日まで
② 平成15年7月
③ 平成15年12月

A社で勤務していた申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額
の記録が、会社から実際に支給されていた給与額に比べ、低額なもの
となっている。

また、平成15年7月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保
険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。調査
の上、申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②及び③の標準賞与額
の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、B市が保管する申立人に係る平成16年度
市民税・県民税特別徴収課税台帳によると、申立人は平成15年において、
オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える
厚生年金保険料が控除されている。

一方、申立人から提出された平成15年1月、同年4月、同年5月、同
年8月、同年9月及び同年11月の給与支給明細書によると、給与から控
除されていた厚生年金保険料額は、オンライン記録における標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料額と一致することが確認できる。

また、同僚は、「私の所持する平成 15 年 12 月 25 日の賞与明細書を確認したところ、厚生年金保険料が控除されている。」と供述しているところ、当該同僚には標準賞与額に係る記録が無い。

これらの事実及び平成 15 年から総報酬制が導入されたことを考え合わせると、上記の平成 16 年度市民税・県民税特別徴収課税台帳において推認できるオンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料は、賞与に係る厚生年金保険料であったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記の平成 16 年度市民税・県民税特別徴収課税台帳により推認できる厚生年金保険料控除額から、42 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、当該期間における賞与の支給日について、A 社の元経理担当者は、「平成 15 年は、7 月及び 12 月に賞与が支給され、当該賞与の振込日は、給与と同じ 25 日であった。」と証言していることから、申立期間②は 15 年 7 月 25 日、申立期間③は同年 12 月 25 日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に A 社の被保険者となっていた複数の同僚が、「当該期間において賞与の支給があった。」と証言しているにもかかわらず、同社において、当該期間に係る標準賞与の記録がある者が存在しないことから、同社は社会保険事務所（当時）に対して、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された当該期間のうち、一部期間の給与支給明細書及び平成 14 年分給与所得の源泉徴収票、C 市が保管する平成 10 年度から 13 年度までの市民税・県民税税額変更通知書、B 市が保管する 14 年度から 16 年度までの市民税・県民税特別徴収課税台帳、16 年分の確定申告書の写しによると、申立人が控除された厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算定される保険料額とおおむね一致する。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成7年8月1日から同年12月26日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成7年12月26日から8年1月11日までの期間について、申立人のB社における資格喪失日は、同年1月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成7年4月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、同年4月から同年6月までは22万円、同年7月及び同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成7年4月1日から同年11月1日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月1日から同年8月1日まで
② 平成7年8月1日から同年12月26日まで
③ 平成7年12月26日から8年1月11日まで

私は、平成6年から8年まで、A社でD職として勤務した。社名は、B社及びC社を使うことがあり、厚生年金保険の記録では、B社となっている。

申立期間の標準報酬月額が遡って減額訂正されているとのことだが、私は、当該訂正処理には一切関与していない。給与明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成7年12月26日（以下「全喪日」という。）より後の8年1月11日付けで、9万8,000円に減額訂正処理されている上、全喪日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した5名全員についても、申立人と同様、標準報酬月額の記録が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社の全喪日と同日の平成7年12月26日と記録されているところ、当該喪失処理が行われたのは、上記の標準報酬月額の訂正処理が行われた日と同日の8年1月11日である上、同日において、申立人を除く5名についても、申立人と同様の資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、B社は、当該期間において法人格を有していたことが確認できることから、同社が、当該期間において厚生年金保険法に基づく適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人がB社における厚生年金保険の被保険者資格を平成7年12月26日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該資格喪失処理が行われた8年1月11日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間①及び②のうちの平成7年4月1日から同年11月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成7年4月から同年6月までは22万円、

同年7月及び同年8月は24万円、同年9月及び同年10月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間について一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成7年3月1日から同年4月1日までの期間について、上記の給与明細書により、申立人の当該期間における報酬月額及び控除されていた厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、平成7年11月1日から8年1月11日までの期間については、上記の給与明細書から、控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は22万円であるが、報酬月額に見合う標準報酬月額は、20万円であり、上記の減額訂正処理前の記録と一致しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年6月から4年11月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3年6月から4年1月までは28万円、同年2月から同年11月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年12月31日から5年5月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年5月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から4年12月31日まで
② 平成4年12月31日から5年5月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が8万円と記録されているが、当時の給与額はだいたい32万円ぐらいだった。また、申立期間②について、平成4年12月31日に被保険者資格を喪失していることになっているが、当該期間も継続して同社に勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、平成3年6月から4年1月までは28万円、同年2月から同年11月までは32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年5月31日（その後、同年6月11日に変更）より後の同年6月10日及び同年6月11日に、遡って8万円に減額

訂正されており、また、14名の者についても、同様の処理が行われていることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に平成5年5月20日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成5年6月11日に、申立人の同社における被保険者資格を4年12月31日に喪失する旨の処理が行われていることが確認できる。同社の3名の同僚（うち1名は代表取締役）においても同様の処理が行われていることが確認できる上、そのうちの1名の同僚が所持する給与明細書から、当該同僚は当該期間において、上記の訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与の支給を受け、当該額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の2回にわたる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年6月から4年1月までは28万円、同年2月から同年11月までは32万円であると認められ、かつ、申立期間②に係る申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険における離職日の翌日である5年5月21日であると認められる。

なお、平成4年12月から5年4月までの標準報酬月額は、申立人のA社における訂正前のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 34 年 1 月 7 日から同年 2 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 1 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 7 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで

A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務していた期間のうち、厚生年金保険の記録では、申立期間①の標準報酬月額が 1 万 4,000 円となっているが、給与を減額された記憶は無いので、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円に訂正してほしい。また、申立期間②の標準報酬月額が 3 万円となっているが、当該期間においても給与を減額された記憶は無いので、標準報酬月額を 3 万 3,000 円又は 3 万 6,000 円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 34 年 1 月 7 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与計算書に記載されている厚生年金保険料控除額から、1 万 8,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①のうち、昭和 34 年 1 月 7 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が、給与計算書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 34 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間及び申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与計算書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録及び A 社 C 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致していることから、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年7月から8年9月までは20万円、同年10月から9年2月までは22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月17日から9年3月31日まで
厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額の半額ほどに訂正されている。当時の給与額は23万円ぐらいだったと思うので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年7月から8年9月までは20万円、同年10月から9年2月までは22万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年3月31日）より後の同年5月8日付けで、遡及して11万円に引き下げられている上、18名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年7月から8年9月までは20万円、同年10月から9年2月までは22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者となっていない。私は、昭和32年4月1日に同社に入社した。同年8月1日に同社B工場から同社本社に転勤となった。45年12月に退職するまで、同社で継続して勤務していた。調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し（同社B工場から同社（本社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、「A社B工場から同社本社に異動したのは、昭和32年8月1日であった。」と述べていること、及び同社B工場は、オンライン記録によると同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、同日に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同社（本社）において同資格を再取得した者が4人確認できることから判断すると、同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和32年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円

とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が提出したC健康保険組合健康保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人のA社B工場に係る資格喪失日は昭和 32 年 8 月 1 日（転勤本社）となっている一方、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書において、申立人の同社（本社）に係る資格取得日は、同年 9 月 1 日となっていることから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県国民年金 事案 6629 (事案 5686 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年12月までの期間、41年2月から同年10月までの期間、同年11月から43年6月までの期間、44年1月から同年5月までの期間及び同年11月から48年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年12月まで
② 昭和41年2月から同年10月まで
③ 昭和41年11月から43年6月まで
④ 昭和44年1月から同年5月まで
⑤ 昭和44年11月から48年8月まで

私は、昭和40年頃に居住していたアパートの隣人から国民年金のことを教えてもらい、国民年金に任意加入した。その後、集金人に、毎月、100円ぐらいの国民年金保険料を納付していた。保険料は、100円から段々と高くなったが、49年頃まで、集金人に保険料を毎月納付していた。

その間に、国民年金保険料の法定免除や申請免除の申請及び国民年金の任意加入被保険者資格の喪失申請を行ったことは無い。

申立期間①、②及び⑤が国民年金の未加入期間とされ、申立期間③が国民年金保険料の法定免除期間、申立期間④が保険料の申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び⑤について、申立人は、当初の申立てにおいて、国民年金の加入申請を行った記憶は無いが、昭和41年頃から集金人に申立期間②の国民年金保険料を納付していた、また、申立期間⑤当時に、国民年金の被保険者資格喪失の申請を行った記憶は無く、集金人に当該期間の保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、同年11月であること、ii) 申立人は、44年11月に国民年金

の被保険者資格を喪失し、48年9月に被保険者資格を再取得していることが、申立人の所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間②及び⑤は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であることなどから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成23年6月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料を提示したわけではないが、昭和40年頃に居住していたアパートの隣人から国民年金のことを教えてもらい、国民年金に任意加入し、その後、49年頃まで集金人に国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、申立人が、申立期間②及び⑤の保険料を納付するためには、申立人が所持する42年7月に発行された国民年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間②及び⑤当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間②及び⑤の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかったことから、今回の申立ては当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和40年頃に居住していたアパートの隣人から国民年金のことを教えてもらい、国民年金に任意加入し、その後、集金人に国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、41年11月であることが、申立人の所持する国民年金手帳、申立人の特殊台帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間①は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③及び④について、申立人は、当該期間当時に、国民年金保険料の法定免除や申請免除の手続を行ったことは無く、集金人に当該期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、具体的な保険料の納付方法や納付金額についての記憶が定かではない上、申立人の特殊台帳では、申立期間③は法定免除期間、申立期間④は申請免除期間とされていることが確認できることから、申立人が、当該期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができな

った上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6630

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和49年*月頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。

私は、父親から申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付周期、金額などは聞いていないが、おそらく農協で、父親自身及び母親の保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたと思う。

父親の何事もきちんとした性格から、加入当初の僅か3か月の国民年金保険料を未納にするはずはないと思う。

私は、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月当時に、その父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、父親が、申立人及びその両親の分を一緒に農協で納付していたと思うと述べ、申立期間の両親の保険料が納付済みであることから、僅か3か月である当該期間の申立人の保険料のみその父親が納付しなかったとは考えられないと主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続きは昭和52年2月に行われたと推認され、加入手続きについての申立人の主張とは一致していないことに加え、申立人は国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、自身、その妻及び申立人の保険料を納付していたとされるその父親は既に他界し、証言を得ることができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、昭和 52 年 2 月と推認される申立人の国民年金の加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を 49 年*月頃に行い、その当時、保険料を納付していたのであれば、その時点で、申立人に、現在の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されているはずであるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立人の父親が、同年同月頃申立人の国民年金の加入手続を行ったとも、当時において申立人の保険料を納付していたとも考え難い。

さらに、国民年金保険料を遡って納付する場合、制度上、納期限後 2 年を経過したときは時効により納付することができないとされており、例えば、昭和 52 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、その時点で遡って保険料を納付するとしても、50 年 1 月までしか遡って納付することができないところ、申立人については、制度上は納付することができないとされている 49 年 4 月から同年 12 月までの保険料が納付済みとされている。そのため、52 年当時申立人が居住した市で、申立人と前後して国民年金の加入手続を行ったと考えられる被保険者の保険料の納付状況を調査したところ、それらの被保険者の中に、申立人と同じように、49 年 4 月まで遡って保険料を納付したと考えられる者が複数認められた。このことから、少なくとも 52 年 2 月頃、当該市又は当該市を管轄した社会保険事務所（当時）では、遡って保険料を納付する場合、納付月から制度の定めどおり 2 年遡るだけではなく、さらに、遡った月の属する昭和 49 年度の年度当初である 49 年 4 月までであれば、遡って保険料を納付することができるように取り扱っていた事情が存在したと考えられる。しかし、当該複数の被保険者の中に、同年 3 月以前の保険料まで遡って納付したと考えられる者は見当たらなかった。

加えて、これまで述べてきたことから、申立人の父親は、昭和 52 年 2 月に申立人の国民年金の加入手続を行い、その時点で遡って国民年金保険料を納付しようとしたところ、当該時点では時効により納付することができなかつた 49 年 12 月以前の保険料のうち、当時は納付することができたと考えられる申立期間を除く同年 4 月から同年 12 月までの保険料を、遡って納付したと考へても不合理ではなく、当該期間の保険料が納付済みとされている事実をもって、申立人の父親が、申立期間の保険料まで納付したと認めることは難しい。

その上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年1月までの期間及び54年6月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年8月から48年1月まで
② 昭和54年6月から55年3月まで

私の両親は、私が20歳になる前から国民年金に加入していた。私の国民年金の加入手続については、母親が行ってくれたので、詳細は分からないが、私が20歳になった昭和45年*月頃に行ってくれたと思う。国民年金保険料については、母親が、自身、私の父親及び私の保険料を一緒に集金人に納付していた。

昭和51年5月から54年5月まで勤めた後、退職してしばらくは国民年金に加入していなかった。55年4月頃、国民年金と国民健康保険の加入手続のため区役所へ行った際、窓口の職員から、未納になっている国民年金保険料について納付するように指摘されたので、区役所内の銀行でまとめて納付し、その金額は10万円を超えないぐらいの金額だった。まとめて保険料を納付したのは、その1回だけで、その後の保険料は、母親に頼んで定期的に集金人に納付してもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が昭和45年*月頃に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、母親が、自身、申立人の父親及び申立人の保険料を一緒に集金人に納付していたと述べている。しかし、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、早くとも48年2月と推認され、加入手続時期についての申立

人の主張とは一致していない上、申立人は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与していないことに加え、加入手続を行い、当該期間の保険料を納付していたとされるその母親からは話を聞くことができず、当該期間当時、申立人と同居し、保険料の集金人が訪れていたことを憶えているとするその妹からも、集金人の訪問頻度、その母親が納付していたとする保険料額などについて具体的な証言を得ることができないことから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和 45 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができず、申立人の母親が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、推認される国民年金の加入手続時点において、申立期間①のうち、昭和 46 年 1 月から 48 年 1 月までの国民年金保険料は、時効を迎えておらず納付することができる。しかし、当該期間のうち、昭和 45 年度及び 46 年度の保険料は過年度分となり、集金人には過年度分の保険料を納付することはできないにもかかわらず、申立人は、その母親が保険料を集金人に納付していたと主張しており不自然であることに加え、これまで述べてきたように、申立期間①における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であることを踏まえると、昭和 48 年 1 月以前の保険料が納付されたことまでの心証を形成することは難しい。

2 申立期間②について、申立人は、昭和 55 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同時に、納付するように指摘された当該期間の国民年金保険料を遡って納付し、加入手続後の保険料は、その母親に依頼し、定期的に集金人に納付してもらったと述べている。しかし、申立人の特殊台帳及び区の国民年金被保険者名簿で、同年同月から 56 年 3 月までの保険料が 57 年 5 月以降に遡ってまとめて納付されていることが確認でき、当該納付は過年度納付であり、集金人には納付することができないため、加入手続後の保険料は、母親に依頼して定期的に集金人に納付してもらったとする主張とは一致していない。

また、申立人は、遡って国民年金保険料を納付したのは昭和 55 年に国民年金の加入手続を行った時の一度だけであると述べていることから、前で述べた 57 年 5 月以降の過年度納付が母親によって行われたものであると考え、申立人がこれとは別に申立期間②の保険料を自身で遡って納付し、これについて「遡って納付したのは一度だけ。」と記憶していると仮定して

みても、納付した金額は10万円を超えないぐらいだったとする申立人の主張と、当該期間の保険料をまとめて納付するために必要となる保険料額には隔たりがあり、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人と一緒に区役所へ行ったとするその妹の証言は、基本的に申立人の主張と一致しているため、同証言から、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情を得ることも難しい。

- 3 これまで述べたことに加え、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、口頭意見陳述を実施したものの、申立人は、これまで述べてきた主張を繰り返すのみで、当該期間の保険料が納付されたとの心証を得ることはできず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6632

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月

私は、平成7年4月から現在に至るまで同一の事業所に勤務しており、その勤務形態から、毎年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失するため、申立期間についてもそれまでと同様に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。国民年金保険料については、特定の金融機関ではなく、自宅近くの金融機関又はコンビニエンスストアで未納が無いように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、自宅近くの金融機関又はコンビニエンスストアで納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った時期、保険料の納付時期、納付金額等についての記憶が明確ではないことから、厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、申立期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの期間、48年12月から52年11月までの期間、56年1月から同年12月までの期間、57年7月から平成5年9月までの期間、同年12月、6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和48年12月から52年11月まで
③ 昭和56年1月から同年12月まで
④ 昭和57年7月から平成5年9月まで
⑤ 平成5年12月
⑥ 平成6年2月及び同年3月

私は、昭和46年4月の結婚を契機に、国民年金に加入して、国民年金保険料を納付した。国民年金の加入手続及び保険料の納付は、妻が行っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月の結婚を契機に、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人は、妻が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと供述していることから、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況は、不明である。

また、申立人は、申立期間以外にも国民年金保険料が未納となっている期間が散見される。

さらに、申立人の申立期間は、合計204か月で、一緒に納付したとする申立人の妻の申立期間も258か月に及ぶ上、四つの異なる市区に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人の妻は、区役所の年金窓口のほかに最寄りの銀行、郵便局等の金融機関で申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該金融機関は、公金及び国庫金の納付記録の保存期間は10年であることから、申立期間当時の納付状況を確認できないと回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から56年12月までの期間及び57年7月から平成6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から56年12月まで
② 昭和57年7月から平成6年3月まで

私は、昭和46年4月の結婚を契機に、A区役所B支所にて夫婦二人の国民年金に加入した。同年10月頃、国民年金保険料を納付に行ったとき、今回からこの振込用紙になると言われ、納付書で支払った。47年2月頃にA区C町*丁目から*丁目へ引っ越しをしてB支所に住所変更届を提出したところ、新住所にも納付書が送られてきたので、請求されるまま両方の保険料を支払った。その後、50年12月頃、A区からD区へ引っ越したが、しばらくの間、両方の住居を行き来しており、両方の住所に納付書が送られてきたため、B支所に問合せしたら、「年金は最後まで続くので古い順に払って下さい。」と言われたので、52年3月分まで保険料を支払い、D区の納付書は廃棄した。夫が会社勤めをしていた47年10月から48年11月までの期間及び52年12月から55年12月までの期間は、未加入期間となっているが、保険料を納付していた。

国民年金保険料は、A区では一人当たり月額2,000円から3,000円ぐらい、D区では月額3,000円から4,000円ぐらいであった。昭和57年8月にE市F区に転居した。保険料は月額5,000円から7,000円を納付しており、申請免除の手続を行った記憶は無い。その後、平成2年8月にG市H区に転居したが、保険料(月額8,000円から9,000円ぐらい)は全て納付したかどうかははっきり覚えていない。

納付場所は、A区役所B支所及びD区I支所の国民年金窓口、最寄りの銀行、郵便局等であり、申立期間が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月の結婚を契機に、国民年金に加入し、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所B支所及びD区I支所の国民年金窓口、最寄りの郵便局、銀行等で納付していたと主張しているが、申立期間以外にも保険料が未納となっている期間が散見されるとともに、申立人の申立期間は合計258か月で、一緒に納付したとする夫の申立期間も204か月に及ぶ上、四つの異なる市区に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

また、申立人は、昭和50年12月頃、A区からD区へ転居後においても、A区の納付書で52年3月分までの国民年金保険料を納付したと主張しているが、42年11月から住民基本台帳制度の実施に伴い、国民年金事務が連携され、変更後の住所地で保険料を納付することとなっており、保険料の納付方法について申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年11月までの期間及び52年12月から55年12月までの期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は強制加入被保険者には該当しなくなっており、申立人自身の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されているか又は任意加入していることが必要であるが、その形跡は無い。

加えて、申立人は、区役所の年金窓口のほかに最寄りの銀行、郵便局等の金融機関で申立期間に係る国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該金融機関は、公金及び国庫金の納付記録の保存期間は10年であることから、申立期間当時の納付状況を確認できないと回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年7月まで

私は、在職中から社会保険の知識があったので、平成11年7月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の免除の申請手続を行った。その後は、毎年、市役所から送られた保険料免除の申請書を確実に提出し、申立期間についても免除の申請をしたと記憶している。平成11年度、12年度及び13年度の保険料が免除されているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年7月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料については、申請を行えば、免除される場合があることを知っていたため、同申請手続を行い、その後は、毎年、同申請手続を行っていた記憶があることから、平成11年度、12年度、13年度の保険料が免除とされているにもかかわらず、申立期間のみ免除とされず未納とされていることに納得がいかないと述べており、確かに、オンライン記録でも11年度から13年度にかけては、申立人の主張どおり保険料が免除されている。

しかし、国民年金保険料の免除については、国民年金法において、平成13年度までは、単に、「所得がないとき」に、「保険料を納付することを要しないものとするができる」とされていたが、同法の改正により、14年度から所得基準等が設けられた。これにより、申請者の前年の所得が一定の水準を超えないことが条件の一つとされるとともに、申請者に配偶者がある場合は、配偶者の前年の所得についても一定の水準を超えないことが条件の一

つとされた。このため、13年度は保険料の免除の申請が承認された申請者が14年度の申請をする場合、平成12年及び13年における申請者及びその配偶者の所得状況等が同じだったとしても、14年度については同申請が承認され得ない可能性が生じていた。

また、申立人が居住する市の年金データベースシステムに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料の免除の申請手続を平成14年4月22日に行っていること、及び同年8月13日に、当該申請が承認されなかった旨が社会保険事務所（当時）から同市に通知されていることが記録されており、同市では、その理由までは分からないとしているが、当該期間当時、申立人は免除の申請を行ったものの、何らかの事情により、当該申請が承認され得ない状況下にあったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、退職後から申立期間にかけて、自身は無職で収入は無く、妻については、確かに収入はあったが、パートタイマーとして勤務していたため、国民年金保険料の免除の申請が承認されないほど収入を得ていたとは思えないとし、申立人の妻も、給与明細などは残っていないが、申立人が退職した後も、所得税や住民税を納付しなくて済む範囲で勤務していたと思うと述べた。このため、申立人の妻が申立期間以前から勤務していた事業所に照会したところ、保存されていた平成13年分の源泉徴収票で、申立人の妻には保険料の免除に係る所得基準を超える所得があったことが確認でき、申立人が居住する市の「市・県民税課税世帯台帳」においても、当該状況が確認できた。

加えて、申立期間の国民年金保険料の免除の申請が承認されていたことを示す関連資料（保険料免除承認通知書等）が無く、ほかに当該期間の保険料の免除の申請が承認されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 6 月まで

私は、大学卒業後、母親に勧められ、昭和 54 年 6 月に、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、同出張所の職員から、「遡って昭和 53 年 4 月からの加入にした方がいいですよ。」と勧められたので、申立期間の国民年金保険料を、その場で受け取った手書きの納付書に現金を添えて、同出張所で納付した。私は、職員から勧められたとおりに当該期間の保険料を遡って納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の際、区役所の出張所で、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、申立人は、手書きの納付書を受け取った記憶はあるものの、同納付書により保険料を納付した回数及び納付金額について憶^{おぼ}えていないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 54 年 6 月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の加入手続は、56 年 7 月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際、出張所の職員に勧められたとおりに申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。しかし、上記のとおり、申立人の加入手続が行われたと推認される昭和 56 年 7 月の時点においては、当該期間のほとんどは、時効により保険料を納付することができない期間である。このため、申立人の主張のとおり当該期間の保険

料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年8月までの期間及び13年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から12年8月まで
② 平成13年4月から14年3月まで

私は、平成10年10月に国民年金の加入手続を行い、11年5月頃、私が区役所で私と夫の二人分の申立期間①に係る国民年金保険料の免除の申請手続を行い、その後も、毎年、私が区役所で夫婦二人分の保険料の免除の申請手続を忘れずに行い、申立期間②の前後の期間は申請免除が認められているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年5月頃、区役所で申立人とその夫の二人分の申立期間①に係る国民年金保険料の免除の申請手続を行ったと主張している。

しかし、申立期間①は、平成10年度、11年度及び12年度にまたがった期間であるところ、平成16年4月以前は、免除の承認を受けるためには、毎年度定められた時期に免除の申請手続を行う必要があり、免除の始期及び終期については、14年3月31日までは、「申請のあった日の属する月の前月から、翌年3月まで」とされているところ、申立人は、申立期間①に係る免除の申請手続は、11年5月頃に1回しか行っていないと述べていることから、申立期間①のうち、10年10月から11年3月までの期間及び12年4月から同年8月までの期間については、それぞれ別途に免除の申請手続を行う必要があり、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入した時期から現在までに、免除承認通知書が2回送付された記憶があると述べており、その回数は、オンライン記録

の免除の回数と一致している。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金に係る事務処理の電算化が図られていた状況下において、申立期間①及び②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から12年8月までの期間及び13年4月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月から12年8月まで
② 平成13年4月から14年3月まで

私は、平成11年5月頃、私の妻が区役所で私と妻の二人分の申立期間①に係る国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、その後も、毎年、私の妻が区役所で夫婦二人分の保険料の免除の申請手続きを忘れずに行い、申立期間②の前後の期間は申請免除が認められているにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年5月頃、その妻が区役所で申立人とその妻の二人分の申立期間①に係る国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと主張している。

しかし、申立期間①は、平成10年度、11年度及び12年度にまたがった期間であるところ、平成16年4月以前は、免除の承認を受けるためには、毎年度定められた時期に免除の申請手続きを行う必要があり、免除の始期及び終期については、14年3月31日までは、「申請のあった日の属する月の前月から、翌年3月まで」とされているところ、申立人の免除を一緒に行ったとするその妻は、申立期間①に係る免除の申請手続きは、11年5月頃に1回しか行っていないと述べていることから、申立期間①のうち、10年10月から11年3月までの期間及び12年4月から同年8月までの期間については、それぞれ別途に免除の申請手続きを行う必要があり、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の妻は、国民年金に加入した時期から現在までに、免除承認通知書が2回送付された記憶があると述べており、その回数は、オンライン記録の免除の回数と一致している。

さらに、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金に係る事務処理の電算化が図られていた状況下において、申立期間①及び②の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月から15年3月まで

私は、勤務していた会社の人に勧められたため、昭和61年4月に同社を退職した後の平成4年4月頃、国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が納付書により区役所又は郵便局で夫婦二人分を一緒に定期的に納付しており、保険料の月額が1万3,300円だったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月頃、夫婦の国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料については、区役所又は郵便局で、その夫の保険料と一緒に定期的に1万3,300円を納付していたと、「年金記録に係る確認申立書」（以下「申立書」という。）に記載している。当該期間の前後の期間も保険料額が1万3,300円とされていた期間があることから、申立人及びその夫に対して、申立書に記載された内容について、詳細を聞きたい旨数度にわたり電話連絡を行ったが応答が無く、その後文書による照会を行ったものの、申立人及びその夫からは協力が得られず、当該期間の保険料の納付状況等の詳細が不明である。

また、申立人のオンライン記録で、平成15年5月に過年度納付書が発行されていることから、同年同月の時点で、申立期間のうちの一部の期間は国民年金保険料が未納であった状況がうかがえ、その夫のオンライン記録も同様である上、申立期間は夫婦とも未納とされており、当該期間の保険料は夫婦の分を一緒に定期的に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の時期であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られ

ていた状況下である上、当該期間の一部の期間は、保険料収納事務が国に一元化されるなど事務処理の電算化が一層促進された14年4月以降の時期であることを踏まえると、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくく、申立書に記載された保険料額と当該期間の保険料額が一致していることのみをもって、申立人が当該期間の保険料を納付していたとまで考えることは難しい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年6月まで

私は、20歳を過ぎてから、友人に国民年金制度について教えられ、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、2年分ならば国民年金保険料は遡って納付することができることと、私の場合は2年遡ると、ちょうど20歳になった昭和58年*月なので、同年同月まで遡って保険料を納付することができることを説明されたことを記憶している。国民年金の加入手続時期は、60年*月からちょうど2年遡ると私が20歳になった58年*月になるので、60年*月か同年*月だったと思う。

私は、未納だった2年分の国民年金保険料を納付しようと思い、納付書を発行してもらった。納付書は何枚あったか思い出せないが、手書きで、それぞれに払込期日が記載されていたことは憶えている。申立期間の保険料は、受け取った納付書を使い、金融機関で納付した。保険料は、1枚ずつ古い払込期日の納付書からそれぞれ順番に払込期日までに納付していたが、納付書が残り2枚となったところで、1枚については、払込期日が過ぎており、他の1枚については、払込期日がぎりぎりだったことに気が付いた。市役所に行き、納付することができるか確認をしたが、払込期日を過ぎた場合、納付することはできないと説明を受けたので、納付することができなかったことを憶えている。納付することができなかった1枚は、どの期間についての納付書か定かではないが、記録上、昭和59年10月から同年12月までの保険料が未納なので、その期間の保険料なのだと思う。

私は、発行された納付書のうち、納付することができなかった1枚を除いて全て納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年*月又は同年*月に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、同年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期からも、申立人は同年同月に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容と一致していない。

また、仮に申立人が主張しているように、昭和60年*月又は同年*月に国民年金の加入手続を行い、過去2年分の国民年金保険料を遡って納付する場合、現年度及び過年度の保険料を納付することとなり、納付書も現年度分、過年度分それぞれの納付書が発行されるが、申立人の納付書についての説明からは、このように異なる種類の保険料の納付書が発行された状況はうかがえず、申立人が同年*月又は同年*月に加入手続を行ったと考えることは難しい。ちなみに、同年10月に国民年金の加入手続を行い、過去2年分の保険料を遡って納付する場合、当時の保険料の納付期限から、保険料は58年7月まで遡って納付することができ、60年10月に国民年金の加入手続を行い、その時点で遡れる限りの保険料を納付した場合の保険料の納付状況と、58年7月からの保険料が納付済みとされている申立人のオンライン記録の保険料の納付状況とは符合している。

さらに、推認される国民年金の加入手続時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に、昭和60年10月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から59年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から59年10月まで

私の母親が、家族の国民年金保険料として、私の保険料も一緒に納付していたはずである。母親が、私と弟の国民年金の加入手続を一緒に行い保険料を納付していたと聞いており、申立期間の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金の加入記録が全く無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いため、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は118か月に及び、かつ、当該期間中、申立人は、二つの異なる市に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人は、母親が、申立人と弟の国民年金の加入手続を一緒に行い、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されているはずであると主張して

いるが、弟の手帳記号番号の前後の番号に申立人の手帳記号番号は確認できず、申立人が主張する国民年金の加入時期及び加入時の居住地は、弟の国民年金の加入時期及び加入時の居住地と一致しない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から49年6月まで

私は、会社を退職した昭和44年5月に、区役所で私及び妻の国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

記録上、私と妻の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和44年5月とされているので、その時期から私が、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和44年5月に、区役所で申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、51年10月頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、記録上、申立人及びその妻の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和44年5月とされているので、その時期から申立人が、夫婦二人分の国民年金保険料を銀行で納付していたはずであると主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、51年10月頃に行われたものと推認でき、申立期間直後の49年7月から51年3月までの保険料は、過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人が、申立期間当時に、保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった上、申立人の妻の申立期間と同じ期間の保険料も未納とされており、申立期間の保険料

を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年4月までの期間及び同年5月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から44年4月まで
② 昭和44年5月から50年3月まで

私が会社を退職した昭和38年4月頃に、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、私が41年4月に結婚するまで、父親が、私の国民年金保険料を納付していたはずである

昭和41年4月に結婚した際に、夫が、私の国民年金の種別変更手続や住所変更手続を行い、その後は、夫が、銀行で私の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和38年4月頃に、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が41年4月に結婚するまで、その父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、申立期間①のうち、38年4月から41年4月までの期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和41年4月に結婚した際に、その夫が、申立人の国民年金の種別変更手続や住所変更手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、52年12月

頃であると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、41年4月当時に、申立人の国民年金の種別変更手続や住所変更手続が行われていたとも考えにくい。

さらに、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和44年5月であることが、申立人が所持する年金手帳及び申立人の特殊台帳により確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人は、昭和41年4月に結婚してからは、その夫が、銀行で申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、52年12月頃に行われたと推認でき、申立期間②直後の50年4月から52年3月までの保険料は、過年度納付されていることが、申立人の特殊台帳により確認できることから、41年4月から50年3月までの期間当時に、その夫が、申立人の保険料を納付していたとは考え難い。

その上、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人の夫が、申立人の昭和41年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかつた上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6644 (事案 946 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から48年3月まで

私が20歳となった昭和41年*月に、私の母親が、A市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたと、時期は定かではないが、母親から聞いたことがある。加入手続後、私の国民年金保険料については、42年になってから、私の母親が、自身及び兄の保険料と一緒に、市役所の窓口で、3か月ごとに納付してくれていた。41年*月からの保険料についても年内に納付したと聞いている。

最初の3か月分は、国民年金手帳にスタンプを押してもらう方法で納付し、その後は、短冊型の紙で納付し、領収書を同手帳に貼り付けていた。国民年金手帳は、これまで2冊あり、最初の国民年金手帳は、濃い青色で、昭和41年*月から48年3月まで使用していたが、平成14年5月に、B区役所で回収された。もう1冊はカーキ色で、昭和48年4月以降使用している。納付していた国民年金保険料額は、B区役所で回収された国民年金手帳に貼り付けていた領収書の金額を憶えており、一人当たり月額で、41年は500円、44年は550円、48年は900円だった。前回の申立ての際に伝えていなかったこれらの事情があることから、再度申し立てる。

なお、昭和46年10月から47年4月までの期間については、当時、厚生年金保険に加入していたことは知らず、私の母親が、私の国民年金保険料を納付し続けてくれていたはずであるので、納付した保険料を返還してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和41年*月に、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、42年から、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付して

くれていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情が無いこと、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年11月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日も同年7月6日とされていることから、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月19日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、前回の申立てで申し立てていなかった昭和41年11月から42年3月までの未納とされている期間についても申し立てているが、当該期間の国民年金保険料も、上述の理由により納付することができない。

また、申立人は、最初の3か月分は、国民年金手帳にスタンプを押してもらった方法で納付し、その後は、短冊型の紙で納付し、領収書を同手帳に貼り付けていたと述べているが、A市が納付書方式に移行するのは昭和48年4月からであり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人は、濃い青色の国民年金手帳を、申立期間である昭和41年11月から48年3月まで使用していたと述べているが、当該期間当時居住していたA市では、印紙検認方式で国民年金保険料を収納しており、41年に発行された国民年金手帳で納付し続けていたとすると、通常、46年に新たな国民年金手帳が別途発行され、その新たな国民年金手帳を用いて、同年以降の保険料を納付することになることから、48年3月まで1冊の国民年金手帳を使用していたとする主張は不自然である。

加えて、申立人がその当時の国民年金保険料月額として述べている金額は、実際に納付済みとされている昭和48年4月以降の保険料月額とはおおむね一致しているものの、申立人が述べる時期の保険料月額とは相違している。

このように、今回の申立ては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの期間、59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、同年 6 月から 63 年 3 月までの期間及び同年 8 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで
④ 昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月まで

私の国民年金保険料については、結婚後、妻が納付していたので詳しいことは分からないが、妻によると、申立期間①の保険料は、昭和 63 年 3 月か同年 4 月頃、自宅を訪れた社会保険事務所（当時）の職員から未納であることを説明され、その場で納付する旨を伝えたところ、後日、納付書が自宅に送付されてきたので、同年 5 月頃にその納付書を使い、16 万円ぐらゐを郵便局で納付したとのことだ。

妻によれば、申立期間②、③及び④の国民年金保険料も、昭和 63 年 5 月以降、時期は定かではないが、再び自宅を訪れた社会保険事務所の職員から未納であることを説明され、申立期間①と同様に、郵便局で納付したとのことだ。その時の納付額は 14 万円ぐらゐだったそうだが、納付した時期などについては、妻は詳しく憶えていないと言っている。

申立期間の国民年金保険料は、妻が 2 回に分けて納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻は、昭和 63 年 3 月又は同年 4 月頃に、自宅を訪れた社会保険事務所の職員から、申立期間①の保険料が未納である旨の説明を受けたことを契機に、同年 5 月頃、郵便局で当該

期間の保険料を納付したところ、当該納付を行った後、時期は定かではないが、再び自宅を訪れた社会保険事務所の職員から、申立期間②、③及び④の保険料が未納である旨の説明を受け、申立期間①の保険料同様、郵便局で申立期間②、③及び④の保険料を納付したと述べている。

しかし、申立人の妻が、初めて社会保険事務所の職員の訪問を受けたとする昭和 63 年 3 月又は同年 4 月の時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができないため、当該期間の保険料の納付勧奨が行われたとは考えられない。

また、申立人の妻は、社会保険事務所の職員が通算で二度自宅を訪れ、最初の訪問で、申立期間①に係る納付勧奨を受け、二度目の訪問で、申立期間②、③及び④に係る納付勧奨を受けたとしているが、最初に受けたとする納付勧奨の状況は前に述べたとおりであることを踏まえると、国民年金保険料について、二度の納付勧奨を受け、当該勧奨に応じて申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻の主張を、一応確からしいと認めることも難しい。

さらに、申立人の妻は、申立期間②、③及び④に係る納付勧奨は、昭和 63 年 5 月以降に行われたと述べている。しかし、同年同月の時点で、既に申立期間②の一部の期間の国民年金保険料は時効により納付することはできないことに加え、申立期間④に係る納付勧奨が行われるとしても、当該期間の終期からみて、納付勧奨は平成元年 5 月以降でなければ行われなないこととなるが、同年同月の時点では、既に申立期間②の保険料は時効により納付することができないなど、昭和 63 年 5 月以降に、申立期間②、③及び④の納付勧奨が行われたことをうかがわせる状況も見当たらない。

加えて、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年9月から15年3月まで

私は、平成4年3月に会社を退職したため、同年4月頃、私の妻が私の国民年金の加入手続を区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が納付書により区役所又は郵便局で夫婦二人分を一緒に定期的に納付しており、保険料の月額が1万3,300円だったと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年4月頃、その妻が、夫婦の国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料についても、申立人の妻が、区役所又は郵便局で、申立人の保険料と一緒に定期的に1万3,300円を納付していたと、「年金記録に係る確認申立書」（以下「申立書」という。）に記載している。当該期間の前後の期間も保険料額が1万3,300円とされていた期間があることから、申立人及びその妻に対して、申立書に記載された内容について、詳細を聞きたい旨数度にわたり電話連絡を行ったが応答が無く、その後文書による照会を行ったものの、申立人及びその妻からは協力が得られず、当該期間の保険料の納付状況等の詳細が不明である。

また、申立人のオンライン記録で、平成15年5月に過年度納付書が発行されていることから、同年同月の時点で、申立期間のうちの一部の期間は保険料が未納であった状況がうかがえ、その妻のオンライン記録も同様である上、申立期間は夫婦とも未納とされており、当該期間の保険料は夫婦の分を一緒に定期的に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の時期で

あり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下である上、当該期間の一部の期間は、保険料収納事務が国に一元化されるなど事務処理の電算化が一層促進された14年4月以降の時期であることを踏まえると、当該期間の記録管理に誤りがあったとは考えにくく、申立書に記載された保険料額と当該期間の保険料額が一致していることのみをもって、申立人が当該期間の保険料を納付していたとまで考えることは難しい。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から同年4月まで

私は、昭和49年5月に、夫婦一緒に市役所又はその支所で婚姻届を提出した際、窓口の職員から国民年金に未加入であることを指摘されたので、国民年金の加入手続を行った。

私は、その際、窓口の職員から未納とされている国民年金保険料を納付するよう勧められたので、金額は憶えていないが少額だったため、その場で所持金の中から納付し、領収証書を受け取ったと思う。しかし、昭和49年6月に、夫の保険料が20歳まで遡ってまとめて納付されている記録があると聞くと、恐らく私がその納付をしたと思うので、その際に申立期間の保険料も一緒に納付した可能性もあるが、納付した金額や納付方法は憶えていない。

私は、申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年5月に、その夫と一緒に市役所又はその支所で婚姻届を提出した際に、窓口の職員から国民年金の加入を勧められ、加入手続を行うとともに、その時点で国民年金保険料に未納があり、納付することを勧められたため、所持金の中からその場で納付した記憶があると述べている。確かに、申立人は同年5月に入籍しており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入状況から、その主張のとおり、同年同月に国民年金の加入手続を行ったと認められる。

しかし、申立人の所持する年金手帳及び申立人が国民年金の加入手続を行った際に居住した市の国民年金保険料収滞納一覧表には、申立人は昭和49年

5月23日に国民年金の被保険者資格を取得した旨の記載があり、申立期間である同年2月から同年4月までについて、申立人が国民年金の被保険者として管理されていたとも、当該期間が国民年金保険料の未納期間とされていたとも考えにくいため、国民年金の加入手続時点で、過去の保険料の未納を指摘されたとする申立人の主張とは一致しない上、オンライン記録及び申立人が50年以降居住した区の国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、49年5月23日とされており、申立人が申立期間当時、国民年金の被保険者として管理されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、その場で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、前で述べたように、国民年金の被保険者期間とされていない当該期間の保険料を納付することはできず、仮に、納付することができたとしても、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和49年5月の時点において、当該期間のうち、同年2月及び同年3月の保険料は過年度納付となるため、市役所又は市の出張所の窓口では納付することができない。

さらに、申立人は、昭和49年6月に、その夫の国民年金保険料が20歳まで遡ってまとめて納付されていることについて、恐らく当該納付は申立人が行っており、その際に申立期間の保険料を納付した可能性もあると述べている。しかし、納付時期が同年同月であったとしても、申立期間が国民年金の被保険者期間とされていない状況は同じであり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、昭和49年5月に国民年金の加入手続を行って以降、申立期間について、国民年金保険料が未納であると指摘されたことも、当該期間の保険料の督促状が送られたこともないと述べているが、これまでに述べたように、国民年金の未加入期間である当該期間については保険料の納付義務は生じないため、未納を指摘されたり、督促状が送付されたりすることはなく、申立人の主張と、当該期間の保険料の納付とを結び付けて考えることはできない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 60 年 2 月に、当時住んでいた区の区役所で、国民年金の加入手続を行った。加入手続後、国民年金保険料は、区役所から送付された納付書を使って、A 市内の B 銀行又は C 銀行で、毎月納付していた。国民年金保険料は任意継続の健康保険料と一緒に納付していた。健康保険料は現役時代の 2 倍程度、国民年金保険料は 1 万円以下だったような気がするが、具体的な金額は憶^{おぼ}えていない。私は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和 60 年 2 月に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された厚生年金保険からの切替手続を行った国民年金被保険者の被保険者資格取得日等から、61 年 4 月以降に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 61 年 4 月以降の時点において、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であったと認められるものの、申立人は 60 年 2 月以降に、毎月、健康保険料と一緒に納付していたという記憶しかないとしているのみで、申立期間の保険料を遡って納付したとする主張は無いことに加え、当該期間の保険料を当該期間当時に納付するためには別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住していた申立人に別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらないなど、当該期間の保険料を納付していたと

は考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月1日から50年1月26日までの期間及び53年7月1日から54年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、申立期間のうち、昭和50年3月頃から51年2月頃までの期間、56年1月頃から57年4月頃までの期間、58年11月1日から同年11月30日までの期間及び60年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月1日から50年1月26日まで
② 昭和50年3月頃から51年2月頃まで
③ 昭和53年7月1日から54年2月1日まで
④ 昭和56年1月頃から57年4月頃まで
⑤ 昭和58年11月1日から同年11月30日まで
⑥ 昭和60年4月1日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録によると、私がA社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務していた申立期間③における標準報酬月額が、実際に給与から控除された保険料に見合う額となっていない。

また、申立期間②のうち、昭和50年3月頃から51年1月26日までの期間がA社における被保険者期間となっているが、同社には勤務しておらず、申立期間②においてはD社に勤務していた。申立期間④のうち、56年1月29日から同年4月1日までの期間がE社における被保険者期間となっているが、同社には勤務しておらず、申立期間④はF社（現在は、G社）社に勤務していた。申立期間⑤がA社における被保険者期間となっているが、同社には勤務しておらず、当該期間においてはH社に勤務していた。

さらに、申立期間⑥は、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が昭和60年10月1日から61年12月26日までの期間となっており、申立期間⑥の記録が欠落している。

給与明細書等の保険料控除を証明できる資料は無いが、調査の上、申立期間①から⑥までについて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料に見合う額と相違していると主張しているものの、A社は、「当時の賃金台帳等を保管していない。」と回答しており、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、当該期間において、申立人が主張する厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立人の当該期間における標準報酬月額は、申立人と同じく昭和43年12月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚とほぼ同額で推移している上、複数の同僚の記録と比較しても、不自然な点は見当たらない。

さらに、A社に係る申立人の当該期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は当該期間についても、厚生年金保険の標準報酬月額が給与から控除されていた保険料額に見合う額と相違していると主張しているものの、C社は、「当時の賃金台帳等を保管していない。」と回答しており、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができなかった。

また、C社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の標準報酬月額は報酬月額に見合う額となっている上、オンライン記録及びB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人はD社に勤務していたと主張しているところ

る、同社は、「当時の人事記録、賃金台帳等を保管していないことから、当該期間に申立人が当社に勤務していたかは不明。」と回答している上、当該期間において、同社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に当社に勤務していたと供述する者はおらず、当該期間における申立人の勤務実態を確認することができなかった。

また、申立人は、当該期間のうち、昭和 50 年 3 月頃から 51 年 1 月 26 日までの期間が A 社における被保険者期間となっているが、同社には勤務していないと述べているものの、雇用保険の加入記録によると、申立人は、49 年 4 月 1 日から 51 年 1 月 25 日までの期間において、同社に係る雇用保険被保険者となっており、D 社においては雇用保険被保険者となっていない。

申立期間④について、申立人は、F 社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録では、申立人が同社で雇用保険被保険者であったとの記録は無い上、G 社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人が F 社に勤務していたかは不明。」と回答しており、申立人も同僚の名前を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することはできなかった。

また、オンライン記録によると、F 社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、G 社は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所に係る届出をしておらず、給与から厚生年金保険料を控除することはない。現在でも、従業員は全て各自で国民年金に加入している。」と回答している。

加えて、申立人は、当該期間のうち、昭和 56 年 1 月 29 日から同年 4 月 1 日までの期間が E 社における被保険者期間となっているが、同社には勤務していないと述べているものの、同社は「当時の資料は既に無く、不明である。」と回答している。

申立期間⑤について、申立人は H 社に勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録では、申立人が同社で雇用保険被保険者であったとの記録は無い上、同社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管していないことから、当該期間に申立人が当社に勤務していたかは不明。」と回答しており、申立人も同僚の名前を覚えていないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができなかった。

また、オンライン記録によると、H 社は厚生年金保険の適用事業所になっていないことが確認できる。

さらに、H 社は、「当社は、いままで厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

加えて、申立人は、当該期間がA社における被保険者期間となっているが、同社には勤務していないと述べているものの、同社は、「当時の資料から、申立人は当該期間において当社に在籍していたと思われる。」と回答している。

申立期間⑥について、申立人は、A社には昭和60年4月1日から勤務しており、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないと主張しているところ、当該期間において、同社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚に照会したものの、当該期間に申立人が同社に勤務していたと供述する者はいなかった。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における雇用保険被保険者資格取得日は昭和60年10月1日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、A社は、同社で保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び同被保険者資格喪失確認通知書から、「当該期間において、申立人は当社に勤務していなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間②及び④から⑥までに係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②及び④から⑥までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び④から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年7月1日から49年4月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月1日から53年4月1日までの期間及び同年4月3日から59年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から49年4月1日まで
② 昭和49年4月1日から53年4月1日まで
③ 昭和53年4月3日から59年4月1日まで

夫の厚生年金保険の被保険者記録では、申立期間①から③までの標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額になっていない。

保険料控除を示す給与明細書等の資料は所持していないが、申立期間について、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録から、申立人は、A共済組合の組合員であったことが確認できる。

A共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和60年の共済年金制度改正により、61年4月に初めて導入された。このため、同年3月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定により、56年4月から61年3月までの5年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額(一般職の職員の給与に関する一部を

改正する法律（昭和 60 年法律第 97 号）により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額）を同期間の月数で除して得た額に 61 年 4 月 1 日より前の実在職期間に応じて定められる一定の率に乗じて得た額とすることとされている。

このため、A 共済組合員期間における移管記録を管理している日本年金機構に照会したところ、「同共済組合で管理されていた申立人の組合員期間における俸給額の記録から、上記規定に定められた計算方法により算定される標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。」と回答しており、当該俸給額から算定される標準報酬月額の計算に誤りは無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、適正に決定されたものであることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

申立期間②について、申立人は、B 社 C 事業所に勤務していた当時の給与額より、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額が低額となっていると主張しているが、同社では、申立期間当時の給与額や厚生年金保険料の控除についての資料は保管されていないため、確認することはできないと回答している。

また、申立人は、A 共済組合における退職年金の受給権発生後、B 社 C 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したが、申立人と同じく、A 共済組合における退職年金の受給権発生後、B 社 C 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚が、「同社の給与額は、入社時に同社から説明があり、D 社に勤務していた当時の給与額から退職年金支給額を控除した額よりやや低い額であった。」と回答しており、D 社在職時の給与額より低額になることを事前に認識していたことがうかがえるところ、B 社は、「現在でも E 社を退職後に当社に再就職する者は多いが、当社における給与額は、採用前に本人に通知している。」と回答している。

さらに、上記の複数の同僚は、「B 社に係る厚生年金保険の加入記録における標準報酬月額に誤りはない。」と回答している。

申立期間③について、F 社は既に破産終結しており、同社の破産手続に係る管財人及び破産申立代理人に確認したものの、「申立期間当時の資料については保管していない。」と回答している上、同社の事業主は既に死亡しており、申立人も当該期間における報酬月額及び保険料控除額が分かる給与明細書等を所持していないことから、申立人が主張する厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人が F 社で厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和 53 年 4 月 3 日）の前後 2 年間において、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ資格取得時の標準報酬月額が申

立人と同じ 11 万円となっている同僚 7 名全員が、同社における厚生年金保険の標準報酬月額に誤りはないと回答している。

さらに、F 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録は一致しており、標準報酬月額が遡及して訂正される等の痕跡は認められない。

このほか、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月頃から同年 9 月 1 日まで

私は、A社を退職後、公共職業安定所からB社を紹介され、同社が社会保険完備であることを確認して昭和 61 年 8 月頃に同社に入社し、同年 9 月には退職して、同月中にC社に入社した。

厚生年金保険の記録では、昭和 61 年 9 月はC社において被保険者になっているが、B社における同年 8 月の被保険者記録が無い。

当時の給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のB社における資格取得日は昭和 61 年 8 月 30 日となっている。

しかしながら、B社が提出した厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の資格取得日は昭和 61 年 9 月 1 日と記載されている上、同社は、「当社では、当月分の保険料を当月分の給与から控除している。給与の締め日である 20 日以降から月末までに入社した者については、原則として、最初の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除することになるが、入社日が月末に近く、最初の給与支給額が少ない者については、本人に確認の上、翌月 1 日を厚生年金保険の資格取得日としている。この場合、入社月の分の厚生年金保険料は控除しない。」と回答している。

また、申立人と同様、雇用保険の記録から、昭和 61 年 8 月中に資格取得している 2 名について厚生年金保険の資格取得日を調査したところ、1 名は雇用保険の資格取得日と同日となっているが、ほかの 1 名は、申立人と同日の同年 9 月 1 日となっていることが確認できる。

さらに、申立人が提出したB社における昭和 61 年 9 月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料は 1 か月分の保険料であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月31日から30年2月1日まで
私は、昭和22年3月にA社に入社し、平成元年3月末日に定年退職するまで継続して同社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した退職証明書により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

一方、当時の厚生年金保険法第35条及び同法第43条の規定により、現に被保険者である者は、障害給付の支給を受けられなかったところ、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、昭和28年10月31日に被保険者資格を喪失し、障害年金支給を意味する「障」の記載が確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種別が「障年」として、「平均標準報酬月額8,000円、支給金額3万2,000円、支給開始昭和28年12月、C社保」との記載があり、その支給額（3万2,000円）は法定支給額と一致していることから、当該支給記録に不自然な点はなく、申立人は申立期間において、厚生年金保険の障害給付を受給していたものと認められる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立期間において、申立人は、昭和28年10月31日に被保険者資格を喪失し、30年2月1日に同資格を取得している旨の記載があり、オンライン記録と一致しているほか、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立

人の氏名の記載は無く、整理番号にも欠番が見られない。

加えて、事業主は、「申立期間当時の給与台帳、源泉徴収簿等の保険料控除に関する資料を保管していないため、申立人に対する厚生年金保険の取扱い状況については確認することができない。」と回答しており、申立人も、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。私は、申立期間において、A社B支店からC社へ週5日のフルタイム勤務の派遣社員としてE業務を行っていた。
フルタイム勤務の場合、厚生年金保険、健康保険、雇用保険の加入義務があるため、当然これらに加入していたはずであり、当時、国民健康保険に加入した記憶は無く、会社の健康保険に加入していたと思う。申立期間において、Dクリニックから処方薬が出ていることが確認できる「お薬手帳」を提出するので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚及びC社の事務担当者の供述から、申立人は申立期間において、フルタイムで勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

また、A社は、「申立人は恐らく登録社員であったと思われるが、申立期間当時における厚生年金保険への加入について、正社員は強制加入であったが、登録社員については加入希望者に申込書を書かせた上での任意加入であり、健康保険への加入も厚生年金保険と同時加入であった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間中にDクリニックにおいて受診したと述べているところ、同クリニックから提出された「頭書登録」において、申立人は、平成 13 年 4 月 27 日に、国民健康保険の被保険者（家族）として、

また、申立期間後の同年10月26日には政府管掌保険の被保険者として来院したことが記載されている。

加えて、A社は、「厚生年金保険料の控除について確認できる資料は期間経過のため保管していない。」と回答しており、申立人も申立期間における厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月31日から63年4月1日まで
私は、A社のB業務担当役員として、同社が設立された昭和59年10月31日から同社が閉鎖された63年3月31日まで勤務していた。

しかし、年金記録によると、A社で勤務した期間が厚生年金保険被保険者となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本、事業主及び申立人の具体的な供述から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、日本年金機構C事務センターは、「同社は、厚生年金保険の適用事業所として届出が行われていない。」と回答している。

また、申立人が居住するD市から提出された国民健康保険加入期間証明書によると、申立人が申立期間のうちの一部期間において国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除及び健康保険被保険者証の種類について記憶が定かでない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年4月26日まで

私は、A社で、B業務及びC業務をしていた。申立期間の標準報酬月額が、22万円から20万円に下がっているが、減給されたことは無いので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において減給されたことは無いと主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び同社の社会保険事務を受託していたD事務所に照会したものの、申立人の人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚の標準報酬月額についても、申立人と同様に減額されており、申立人の標準報酬月額のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

さらに、上記の申立人と同様に標準報酬月額を減額されている複数の同僚に照会したものの、標準報酬月額が減額されている期間に係る給与明細書を所持している者はおらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間はアルバイト社員としてA社に入社し、同社本社ビル内で、B業務をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が職場の上司であったとして名前を挙げた元社員が、「私は、A社の関連企業であるC社の社員であったが、同じ職場で申立人が勤務していた記憶がある。しかし、勤務期間までは分からない。」と供述していることから、申立人は、期間は特定できないものの、A社の関連企業であるC社に勤務していたことはうかがえる。

一方、申立人は、申立期間においてA社にアルバイト社員として勤務していたと述べているところ、同社の事務担当者は、「当時、当社ではC社を含む関連会社3社の社会保険の事務処理を行っていた。厚生年金保険については、正社員は全員厚生年金保険に加入させていたが、アルバイト社員については、本人が加入を希望し、かつ、適用条件を満たしていれば、厚生年金保険に加入させる場合もあった。」と供述している。

また、上記の事務担当者が「厚生年金保険加入台帳には、加入者の氏名を必ず記載している。」と述べているところ、A社は、「当社の厚生年金保険加入台帳に申立人の氏名は無い。」と回答している。

さらに、C社は既に解散している上、事業主及び当時の事務担当者は、死亡又は連絡先不明のため証言を得ることができず、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがうこ

とのできる供述を得ることができなかった。

加えて、A社及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 25 日から 60 年 11 月 1 日まで

私は、年金事務所へ厚生年金保険の裁定請求に行った時、A社に勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者となっていた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低いことが分かった。給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票の写しを提出するので、申立期間の記録を支給されていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された申立期間の給与支給明細書及び昭和 56 年分から 59 年分までの給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であるものの、当該給与支給明細書及び給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額となっていることが確認できる。

したがって、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。